令和8年2月25日

# 質問の回答について

| No | 該当資料名 | 頁 | 該当項目 | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 募集要領<br>仕様書 | 1<br>8 | 3（1）<br>10（5） | 業務内容により再々委託も考えられますが、再々委託先も、四日市市入札参加資格者名簿に登録を有する必要があるのでしょうか。それとも、書面により、実行委員会の承諾のみ得られればよろしいのでしょうか。 | 再々委託先については四日市市入札参加資格者名簿への登録は求めるものではなく、「10．その他（5）再委託について②」に定める業務を除き、書面により実行委員会の承諾を得ることで認められるものとします。 |
| 2 | 募集要領<br>仕様書 | 1<br>8 | 3（1）<br>10（5） | 人材派遣会社よりスタッフの派遣を受ける場合も再委託になるのでしょうか。<br>人材派遣はコールセンターや利用者窓口で想定していますが、今回は受託者の指揮命令のもとで従事する形となる為、再委託には当たらない（派遣）と認識しています。 | 「10．その他（5）再委託について③」に定めるとおりです。 |
| 3 | 仕様書 | 1 | 5（1） | 見積書作成にあたり、①二次元コード付紙商品券やプリペイドカード等を用いた決済をする方、②スマートフォンでの決済希望の方の購入比率（金額・人数）はどのように考えたらよいでしょうか。 | 販売金額の内訳の明確な想定はございません。販売金額の内訳を設定するか否かにつきましては提案によるものとします。<br>ただし、応募者多数の場合における購入限度額の引き下げ措置は、両決済方法間で差が出ないようにするものとします。 |
| 4 | 仕様書 | 1 | 5（1） | 「二次元コード付紙商品券やプリペイドカード等を用いた決済」と「スマートフォン内のアプリケーションを用いた決済」の販売額の内訳はいくらになりますか？ | |
| 5 | 仕様書 | 1 | 5（1） | 今回の発行総額は52億円ですが、想定利用率（過去実績）はどの程度でしたでしょうか。 | 想定利用率は算出しておりません。なお、前回事業（販売総額70億円）における市外在住者を含めた利用実績は次の通りです。<br>利用総額　約69.9億円<br>利用率　　約99.9％<br>また、前回事業の事業報告書を次の通り公開しておりますのでご参照ください。<br>https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1693443279922/index.html |
| 6 | 仕様書 | 1 | 5（1） | 申込方法に「アプリケーション」と記載がございますが、専用ウェブサイトで申込を受け付けて、商品券アプリのインストールを案内して、ログイン・購入いただくという方法はよろしいでしょうか。 | 利用者にとってより利便性の高い方法の提案であれば、そのような運用も可とします。これに伴い、仕様書を別紙「仕様書の修正について」の通り修正します。 |
| 7 | 仕様書 | 12 | 5（1） | アプリケーションの商品券を希望される方の、申込方法、販売決済方法にアプリケーションからの申込と販売とありますが、弊社は市民の利便性を考慮し、申込時、決済時はWEBからの申込を実施し、実際に購入された方にアプリケーションのご案内をする方法を考えております。<br>申込時のアプリケーションのダウンロードというハードルを下げられるかと思いますが、このような運用も可能でしょうか。 | |
| 8 | 仕様書 | 2 | 5（1）※4 | 在勤・在学者は除くとありますが、市外在住で市内在勤・在学者は購入対象にならないという認識でよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 9 | 仕様書 | 3 | 6（1）② | アクセシビリティに配慮したものとする、とございますがWCAG等の基準指定はございますでしょうか。 | WCAG等の基準指定はありません。 |
| 10 | 仕様書 | 3 | 6（1）⑧ | 不正防止対策について、過去の不正事例はどのようなものがございましたでしょうか。 | 前回事業において不正事例は認知しておりません。なお、想定している不正事例は次の通りです。<br>・なりすまし<br>・同一人物による複数購入<br>・市外在住者の購入<br>・架空名義での購入 |
| 11 | 仕様書 | 3 | 6（2）①② | はがきまたは封書にて通知を行った際、申込時に申請いただいた住所不備などで届かなかった場合、どのように対応したらよいでしょうか。 | 利用者および受託事業者の瑕疵により、本来届くべき郵便物が届かなかった場合については、受託事業者において利用者へ可能な限り連絡を取るなどし、誠心誠意対応するよう努めるものとします。なお、自然災害等の不可抗力による場合については、実行委員会と受託事業者とが協議のうえ対応するものとします。 |
| 12 | 仕様書 | 3 | 6（2）③ | コールセンターの開設場所に指定はございますでしょうか。 | 開設場所の指定はありません。 |
| 13 | 仕様書 | 3 | 6（2）③ | コールセンターの想定件数はございますでしょうか。 | 明確な想定件数はございません。前回事業においては、市民先行販売開始日に8,429件の問い合わせがありました。<br>なお、前回事業の事業報告書は質問番号5に対する回答の通りです。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 14 | 仕様書 | 3 | 6（2）③（ウ） | 電話回線につきまして、指定などございますでしょうか。ない場合は、IP電話回線の利用は認められますでしょうか。 | 電話回線の種類の指定はありません。 |
| 15 | 仕様書 | 4 | 6（2）④（ウ） | 利用者等窓口は、対面での対応を想定して設置するかと思いますが、その場所に電話回線及び電子メール等による問い合わせフォーム等を設置する意図をご教示いただけますでしょうか。電話回線及び電子メール等による問い合わせフォーム等はコールセンターで対応すれば一か所にまとまるかと思うのですが、別に記載があるため、ご教示ください。 | 利用者の問い合わせ拠点として対面窓口を設置したうえで、スムーズな利用者対応が可能となるよう、当該窓口と連携した電話回線及び電子メール等の問い合わせフォーム等を設置することを想定しています。 |
| 16 | 仕様書 | 4 | 6（2）⑥ | 市内２４地区での説明会の場所の選定、レンタル等は費用を含め受託者にて実施する想定でしょうか。 | 原則、説明会開催に係る場所の選定やレンタル等は受託者にて実施し、開催に係る費用も受託者が負担するものとします。ただし、各地区市民センター等の本市公共施設での説明会における「会場使用料」については、受託者に負担していただく必要がない場合があります。 |
| 17 | 仕様書 | 4 | 6（2）⑧ | 問い合わせ統計提出の提出フォーマット指定はございますでしょうか。 | 問い合わせ統計提出のフォーマットの指定はございません。 |
| 18 | 仕様書 | 4 | 6（3）① | 参加店舗様の募集に際し、24行政地区のご担当者様の連絡先、各商店街様の連絡先等を共有いただくことは可能でしょうか。 | 受託事業者となった場合に、市内２４地区の市民センター担当者の連絡先や、各商店街の連絡先等を共有することは可能です。 |
| 19 | 仕様書 | 4 | 6（3）① | 令和4年度四日市市プレミアム付デジタル商品券事業実施時の、参加店舗様のリスト等を共有いただくことは可能でしょうか。 | 受託事業者となった場合に、前回事業における加盟店舗リストを共有することは可能です。 |
| 20 | 仕様書 | 4 | 6（3）① | 現在の既存加盟店基盤はございますでしょうか。前回の実績などをご教示いただけますと幸いです。 | 既存加盟店基盤はございません。前回事業の加盟店舗数は2,780店舗（大型店舗326、中小店舗2,454）となりました。なお、前回事業の事業報告書は質問番号５に対する回答の通りです。 |
| 21 | 仕様書 | 4 | 6（3）①（ア） | 前回事業において開拓済みの商店街・商業団体・大型商業施設等のリストが存在する場合、当該情報を共有いただくことは可能か。早期の参加店舗開拓計画に反映させるため、提供可否および提供可能な範囲をご教示願いたい。 | 受託事業者となった場合に、前回事業における加盟店舗リストの範囲内において商店街・商業団体・大型商業施設等の情報を共有することは可能です。 |
| 22 | 仕様書 | 6 | 6（7）② | 利用実績データ提供について、実行委員の求めに応じとございますが、データ提供頻度（毎日／週次等）の想定はございますでしょうか。 | 明確な想定はございませんが、売り上げ、利用実績、販売実績等の基本的なデータは毎日提供いただくことを想定しています。 |
| 23 | 仕様書 | 7 | 6（8）⑦ | 三重県産業連関表で経済波及効果算出とございますが、過去の算出フォーマット例はございますでしょうか。 | 過去の算出フォーマット例はございません。三重県のウェブサイトにて公開されている計数表を用いる等して算出してください。 |
| 24 | 仕様書 | 8 | １０（5） | 再委託先の定義の範疇につきまして、ご教示をお願いいたします。今般の貴市の事業への企画提案に関わらず、従前より弊社にて恒常的に協業している事業者様も含まれるでしょうか（アプリの開発を委託している企業様や、入金関係を委託している金融機関様など）。 | 恒常的に協業している事業者についても再委託とみなします。 |
| 25 | 募集要領 | 2 | 4（1） | 複数の事業者の連合体で参加の場合、４事業者概要書及び７誓約書は主となる事業者が提出すれば問題ございませんでしょうか。すべての事業者の提出が必要でしょうか。 | 複数の事業者の連合体で参加の場合、「４　事業者概要書」及び「８　誓約書」はすべての事業者が提出してください。 |
| 26 | 企画提案書作成要領 | 1 | 1（1） | 企画提案書はパワーポイント等、Word形式以外での作成でも問題ございませんでしょうか。様式３号を表紙とし、別紙部はパワーポイントにどこに該当するのかを明記する形での作成でも問題ございませんでしょうか。また、縦・横は不問でしょうか。 | 企画提案書は様式３号を表紙とし、別紙部に提案内容の項目が明記されていればWord形式以外の任意の形式で作成いただいても差し支えございません。また、縦・横は問いません。 |
| 27 | 企画提案書作成要領 | 1 | 1（1）④ | 表紙には、正本のみ会社名を入れるとあるが、提案書の中には正本にも副本にも会社名は入れてよろしいでしょうか。 | 企画提案書については正本および副本に会社名を記載して差し支えありません。 |